

保育料基準表

階層区分	定義	利用者負担額（月額）		
		3歳未満児（3号認定）		
		保育標準時間	保育短時間	
第1	被保護世帯等	円 0	円 0	
第2	市町村民税非課税世帯	円 0 (特定世帯0)	円 0 (特定世帯0)	
第3	当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。）の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割非課税世帯	11,800 (特定世帯 4,500)	11,600 (特定世帯 4,500)
第4		48,600円未満	13,900 (特定世帯 6,000)	13,700 (特定世帯 6,000)
第5		48,600円以上 72,800円未満	19,200 (特定世帯 6,000)	18,900 (特定世帯 6,000)
第6		72,800円以上 97,000円未満	21,300	21,000
第7		うち77,101円未満	(特定世帯 6,000)	(特定世帯 6,000)
第8		97,000円以上 133,000円未満	28,800	28,400
第9		133,000円以上 169,000円未満	31,700	31,200
第10		169,000円以上 235,000円未満	37,600	37,000
第11		235,000円以上 301,000円未満	43,400	42,700
		301,000円以上	56,900	56,000

- ※ 「被保護世帯等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯をいいます。
- ※ ()内の金額は、階層区分が第2、第3、第4、第5及び第6のうち所得割額77,101円未満に認定された世帯が、ひとり親世帯等・在宅障害者のいる世帯等の場合の基準額です。なお、2人目以降は無料となります。
- ※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については無料となります。
- ※ 階層区分認定に係る所得割額が57,700円未満であった世帯は小学校就学前子ども以外の者を含め生計が同一の子どもであれば最年長の子どもから順に第2階層は2人目以降は無料、第3階層以上については2人目は上記の半額、3人目以降については無料となります。
- ※ 多子世帯で世帯の収入が約640万円（所得割額が169,000円）未満の世帯のうち、2人目以降の児童が4月1日現在で3歳未満の場合は無料となります。
- ※ 所得割課税額の計算には、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）は適用されません。
- ※ 利用者負担は、直近の状況を反映させる観点から年度途中に切り替えることとし、4～8月は前年度分、9～3月は当年度分の町民税額により決定します。
- ※ 月の途中で入園、退園した場合はその月の保育料は日割りで計算した額となります。